

第2回 兵庫県国土利用計画審議会特別委員会

令和7年5月7日（水）

県庁3号館

## 第2回 兵庫県国土利用計画審議会特別委員会

令和7年5月7日（水）  
県庁3号館6階第1委員会室  
開会 午後02時00分

### ○事務局

本日皆様のお手元にお配りしております資料に基づいて説明させていただきます。前の画面にも一応映しておりますが、基本的に少し体裁が変わっても、中身は同じものになりますので、よろしく願いいたします。それでは始めさせていただきます。

計画の内容の説明に入る前に、第1回委員会のおさらいを兼ねまして、今回の改定での計画の位置付けについてご説明いたします。法的な位置付けといたしましては、県の国土利用計画は国の国土利用計画を基本として定め、県の国土利用計画を基本として土地利用基本計画を定めます。その土地利用基本計画に即して、各個別法での計画等が定められ、そこから各種具体的な規制や支援を行うことになっているものになります。

では、参考資料1をご覧ください。今回の改定で、両計画をどう扱うかについて説明させていただきます。前に映したのものも、同じものになります。土地利用の基本的な方向性及び県土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標等を定める国土利用計画と、土地利用の大枠の方向性と調整等に関して定める土地利用基本計画は、国土利用計画法上の根拠条項も異なることから、これまで別の計画として作成してきました。それぞれに記載することが定められているものの、特に、土地利用の基本構想に当たる部分など重複箇所も多いため、今回の改定では統合した計画として改定することといたしました。ただし、第1回委員会後に、内部での検討を行い、ここからここまでは国土利用計画の部分、ここからここまでは土地利用基本計画の部分と明確に区分できるようにしていきたいと、現在のところ考えております。

続いて、資料1をご覧ください。縦長の資料です。第1回委員会のおさらいの続きで、前回出たご意見をご紹介させていただきます。内容につきましては、主なものを抽出し、近いご意見についてはまとめさせていただきました。なお、この後の基本方針の説明の中でも、随時ご意見を反映した箇所をご紹介させていただきます。意見の1番といたしまして、「表題と中身が合うように表題構成を見直すべき」でありますとか、「全体から個別の話に流れるようにすべき」、「方針の表題が全て都市的土地利用についてのものに見える」等のご意見をいただきました。ご意見の2番といたしまして、「個別法の計画を誘導できるよう、将来を見据えた内容とすること」、3番といたしまして、「人口縮小を打ち出した方針とすること」、4番といたしまして、「生態系の保全及びそれに必要な技術について記載すること」、「シカの高密度化による下層植生の衰退も重要な点であること」のご意見をいただきました。意見の5番といたしまして、「森林や集落の地元管理が難しくなっていること」、6番として、「「土地利用の不可逆性」について前面に出すこと」、7番として、「「兵庫の強み」をイメージできるようにすること」、8番といたしまして、「方針の表題が大企業や資本による産業競争力強化という風を感じ、「人の営み」が見えないこと」、9番といたしまして、「多くの県民がDX技術を活用できる素地づくりが必要であること」、10番といたしまして、「農業振興と生態系の保全の両方を記載すること」、「水源地の保全を記載すること」、「境界未確定により森林の管理に支障がある場合、地籍調査予算・森林環境譲与税の活用があることを記載すること」、「地籍調査について、制度改正し、新手法ができていること等を記載すること」等があります。意見11番といたしまして、「農地減少への対応として、スマート農業等の推進を記載すること」、「農業の人材不足に対する負担軽減の取組・技術について記載すること」、「ため池、田んぼダム等総合治水の取組について記載すること」、意見12番といたしまして、「「ある種の移動する権利の確保」といった概念を記載すること」、「地方の道路等も都市部と同様に整備することを記載すること」等がご

ございました。意見13番といたしまして、「五国に係る目標値の設定を考慮すること」、「目標値に係る面積の増減分析が可能か」というご質問、「目標値でのため池算出方法について確認すること」といったご意見がございました。なお、意見13番、目標に関するご意見ですが、ご意見の反映が可能かどうか、どのようなデータを取るべきかということについて、庁内の個別計画、他部局との調整が必要で、まだそれが整っていないため、今回はお示しできず、第3回でお示ししたいと考えております。

それでは、計画の内容の説明に入ります。資料2をご覧ください。本日特にご議論いただきたい箇所は、基本方針の内容各項目についてですが、まずはその基本方針の全体構成、節立てといったものの構成についてです。

この資料は、3段書きで構成を記載しておりますが、1番左側が現行計画をもとに作成した、前回委員会時点での構成案、真ん中が今回提案させていただく構成案、1番右が国の第6次計画の構成となっております。前回委員会時点では、節構成は、県の現行の計画（第5次計画）に準じて作成しておりました。前回のご意見の中でも、構成がわかりにくいとのご指摘もあり、特に課題との関係がわかりにくい面もありましたので、課題と方針の構成を合わせることに改めました。真ん中のところを説明しておりますが、その構成は、「(ア)兵庫の強みを活かした適切な県土利用・管理」、その中に「地域全体の利益の実現」、「土地本来の災害リスクへの対応」、「健全な生態系の確保」といたしまして、それら3つを受ける方針として「(イ)県土利用DX」及び「(ウ)多様な主体の参画と共創」を設定しました。その結果なのですが、今回提案させていただく節構成は、国計画に合致したものとなっております。

それではこれより、計画の骨子案の説明に入ります。これから説明させていただく内容は資料3の方になります。内容の説明に入りますと、どの箇所を説明しているかわかりづらくなりますので、別途配付させていただいております縦長の参考資料2になりますが、その全体像を合わせ

てお手元で見ていただくか、資料3のそれぞれの半分ずつのページの右上に配置させていただいております位置図をご参照いただければと思います。

基本構想の内容に入る前に、全体の構成を改めて説明させていただきます。右下の方にページ番号を打っておりますので、そのページ番号に合わせて説明させていただきます。今は右下1ページ目のところを説明させていただいております。基本構想の構成としては、まず背景にあたる基本的条件があり、基本的条件を受けた発生している問題点、県としての課題があります。これらの問題点・課題を受けた県がとるべき方向性について、県土全体版として県土利用の基本方針とし、分類別として基本方向と題しまして、地域類型別、利用区分別、地域別となっております。これらの名称については国計画のものを踏襲しておりますが、地域別の箇所は兵庫県独自のものとなっております。いただいたご意見でも、「表題と中身が合うように表題構成を見直すべき」、「全体から個別の話に流れるようにすべき」といったご意見がありましたが、整理して話が流れるようにしております。また、「個別法の計画を誘導できるよう、将来を見据えた内容とすること」とのご意見がありましたが、この趣旨は5ヵ年計画では書ききれないものを拾い、個別法が動きやすい内容にするというものでありますので、今回、25年先を見ている兵庫ビジョン2050を踏まえることで、県として個別法に書ききれないことも拾っていきたいと考えております。

2ページ目です。ここから個別の内容に入っていきますが、先ほど申し上げましたようにそれぞれのページ右上に位置図を記載しております。また、各項目の文末にある記号ですが、二重丸が国計画にはなく、県の個別計画等からの記載内容、一重丸が国計画にも存在し、県個別計画等でも記載があったもの、無印が国計画の方だけから転載しているものとなっております。このページは、県土利用を巡る基本的条件として、背景にあたる部分を記載したもののうち、1番目の「人口減少・高齢化等を背景とした国土の管理水準の悪化と地域社会の衰退」という部分についてのものになります。ご意見でも、「人口縮小を打ち出した方針すること」とありましており、

人口減少が背景の1番目になっております。その中で、例えば、特に人口・高齢化率等が地域偏在している点について記載しております。③のところですが、また、土地利用の観点からは「⑤所有者不明土地等の低未利用土地や空き家等の増加」を記載しております。

3ページ目です。ここで配布資料に一部間違いがございまして、①のところ「ア時間降水量50mm」となっておりますが、そこが「1時間降水量」の間違いでした。申し訳ありませんが、お手元資料を修正していただきますようお願いいたします。背景にあたる県土利用をめぐる基本的条件の2つ目、大規模災害については、全国的な災害の傾向と同様ではありますが、兵庫県で顕著な傾向として、「④県内人口の約半数が災害リスクエリアに居住」、「⑥インフラ主要施設の老朽化」、「⑦土砂災害警戒区域等が多く存在」等が挙げられます。

4ページ目、背景にあたる県土利用をめぐる基本的条件の3つ目、環境や景観等の悪化についても、全国的な傾向と相似しておりますが、特に顕著なものとして、②のところでも前回ご意見でもありました、森林において生態系の破壊や荒廃を引き起こすシカによる下層植生の衰退があります。その他、前の計画ではなかったものとしては「⑤2050年カーボンニュートラル、「30by30目標」等の国際公約」があります。

5ページ目、ここから現状で起こっている懸念される事項（問題点）のところになります。ここ及び取り組むべき課題の欄は、全体を半分に点線で分けておりまして、上の方に県全体での共通の課題を、下の方に利用区分別に見た課題を記載しております。まず、このページは人口減少についての問題点です。例えば、人口減少による管理水準の低下等は、森林・農地・住宅地共通の問題ですが、ここの上側の方の一番上のポツ、農地、森林それぞれでも大きく問題があることとして、下の利用区分別の箇所でも、それぞれ農地の管理、森林の管理についても記載しております。なお、前回ご意見でも、「森林や集落の地元管理が難しくなっている」とのご指摘がございました。

6 ページ目。問題点の2つ目、大規模自然災害に関するものです。風水害・土砂災害等を挙げておりますが、特に土地利用に係るものとしまして、県全体のところのポツの一番下、「地籍調査の遅れによる土地取引の円滑化・災害復旧の迅速化・土地の有効活用の妨げ」を記載しております。

7 ページ目、問題点の3つ目、自然環境や景観等に関するものです。ここでは、前回のご意見で、「生態系の保全及びそれに必要な技術について記載すること」というご意見もあったとおり、「自然資源の管理や利活用に係る知恵や技術の喪失等」を記載しております。県全体のポツの上から3つ目のこととなります。

8 ページ目。これらの問題点を受け、次に取り組むべき課題を整理しております。取り組むべき課題においても、人口減少、自然災害、環境・景観の3つで整理しております。ここでは例えば、農地のところを書いておりますスマート農業のこと等は、現行の計画で記載してないものとなっております。

9 ページ目、課題の2つ目、自然災害に関するものです。特に現計画から引き続き記載している部分も多いですが、例えば、予防保全型メンテナンス等が新たに出てきた単語となります。道路の項目の上の方です。

10 ページ目、課題の3つ目、自然災害に関するものです。課題としては概ね現計画から変わらず自然の保全を挙げておりますが、新しく出てきた概念としてはネイチャーポジティブ等の単語を記載しております。

11 ページ目。これまでご説明した問題点・課題を受け、県の方針を記載する県土利用の基本方針ですが、内部の詳細に入る前に、その前段に、基本理念を記載しております。ここでは、国計画と県の上位計画であるひょうごビジョン2050の姿勢を基本として記載しております。それぞれ項目の一番上のポツと真ん中のポツとなります。また、前回ご意見いただきました「土地

利用の不可逆性」について前面に出すこと」も、土地利用の基本的な各種方針の前提となる話ですので、「土地利用の転換は、県土利用の可逆性が低いことに加え、生態系等にも影響を与えることから、慎重な配慮の下で計画的に行う。」ということに記載させていただきました。

12ページ目。ここからは、県土利用の基本方針として、全体に係る方針の内容となります。この基本方針のところは改めてその構成を説明いたしますと、課題に対応した内容を「(a) 兵庫の強みを活かした県土利用」として、「地域全体の利益の実現」、「土地本来の災害リスクへの対応」、「健全な生態系の確保」の3項目を置いております。この3項目全体に係る内容として、DX、管理のものをそれぞれ(b)、(c)として置いております。さて、「(a) 兵庫の強みを活かした県土利用・管理」の内容に先立ち、前回いただいたご意見の中でも、「兵庫の強みをイメージできるようにすること」とございましたように、まず、兵庫の強みとは何かについて整理しております。この内容については、ひょうごビジョン2050に記載されている兵庫県の強みの中から土地利用に関係する部分を抜粋して記載しております。

13ページ目。ここから、各項目の内容を説明して参りますが、非常に量が多くなりますので、目新しいもの、特筆すべきものに絞って紹介させていただきます。では「(a) 兵庫の強みを活かした県土利用管理」の1項目、人口減少・高齢化に対応した節で、「①地域全体の利益の実現」の内容です。前回ご意見でも、「方針の表題が大企業や資本による産業競争力強化という風を感じ、「人の営み」が見えない」とありますように、大企業だけではなく、零細企業、個人も含めた地域全体での利益の実現を志向する名称としております。上から2つ目のポツ「地域の合意形成に基づく土地利用の転換」とありますが、これは国計画では、国土の管理構想を全国で進めると記載されていたものになりまして、今後、国の具体的な動きを見ながら実際何をするのかを検討していくこととなります。下から2つ目のポツの内容になります、平成31年から開始された森林経営管理制度は、前回ご意見でもいただいた「森林の地元管理の難しさ」への1つの対

応となります。その他カーボンニュートラルという概念も、前回に記載されていなかったものになります。一番下のポツになります。

14ページ目、続いては、「②土地本来の災害リスクへの対応」です。概ね現行計画からの引き続きの記載内容ではありますが、上から5つ目のポツ、真ん中あたりになりますが、総合治水については、前回ご意見でもあったものとなります。なお、ご意見の中でありました田んぼダムにつきましては、かなり個別の施策になりますので、本文を作成するときに掲載するかどうか検討させていただきたいと考えております。また、下2つのポツ、事前復興の考え方や危険盛土に関する記述も現行計画にはないものとなっております。

15ページ目。続いて、「③健全な生態系の確保」ということになります。前回ご意見でも、「生態系の保全及びそれに必要な技術について記載すること」といただきましたので、この節の多くで生態系について記載しているということになります。また、上から4つ目のポツのところですが、「農業振興と生態系の保全の両立を記載すること」と前回ご意見をいただいておりますが、「農業振興と生態系の保全の両立が必要」、その下のポツ、「貴重な動植物の保護や特定外来生物の防除など生態系の保全を推進」と記載しております。全体上から6つ目のポツですが、前回ご意見でも、「水源地の保全を記載すること」とありましたとおり、「水源地域の無秩序な開発の防止」と記載しております。

16ページ目。ここまで、兵庫の強みとして、①から③までご紹介しましたが、その①から③全体に係るものとして、「(b)複合的な施策の推進と県土利用・管理DX」を1つの節としております。前回ご意見でも、「多くの県民がDX技術を活用できる素地づくりが必要」といただいております。1つ今回の重要な箇所となります。また、そのご意見に関連して個別の項目といたしましては、上から2つ目のポツ、「社会課題の解決に向けた多様な主体との協働によるデータの利活用の推進」、また、前回ご意見いただきましたスマート農業に関しましても、上から5つ目のポ

ツで記載しております。その下には、スマート林業についても記載しており、前回ご意見いただいた「地元管理の難しさ」への対応という答えになります。さらに、前回ご意見いただいた地籍調査の新手法ということにつきましては、一番下のポツ「リモートセンシングデータを活用した地籍調査手法導入のための法改正への対応」を記載しております。

17ページ目。兵庫の強みの①から③全体に係るものとして、もう1つ、「(c)多様な主体の参画と共創」を1つの節にしております。おおむね現行計画と同様の内容になります。

18ページ目、ここから県土利用の基本方向として、都市部や多自然などの地域類型別、利用区分別、地域別に応じた項目を記載しております。先ほどの基本方針とかぶるものについては、記載を省略しております。そのうち、ここから地域類型別ということではありますが、その分類につきましては、まず、「都市」と「自然地域の集落」、「自然維持地域」の3つに分け、都市についてはさらに3つ、「都市中心部」、「郊外住宅地」、「地方都市」に分けて記載しております。地域類型別では、基本思想として、県の都市計画区域マスタープランでも示している地域連携型都市構造を目指すことを明記しております。それぞれのところ、黄緑の箱で記載させていただいているところになります。では内容になりますが、このページではまず、都市全体の方向を記載しております。現行計画にはなかったこととして、上から4つ目のポツになりますが、県では区域区分の廃止を可能としたことから、「区域区分により活力低下が見られる市町においては、農との健全な調和を前提とした区域区分に代わる土地利用コントロールへの移行を検討」と記載しております。

19ページ目。都市の中の3つに分類したものの1つ目です。「(a)都市中心部」の記載では、まずは従来通りの方向性である市街地の集約、高度利用などを記載しております。その中で新しい方向性として、国計画でも記載があったことになりますが、一番下のポツ、都市中心部であっても、「新たな土地需要がある場合には、既存の低未利用土地の再利用を優先させ、農林業的土

地利用等からの転換抑制」を記載しております。

20ページ目。都市の2つ目「(b)郊外住宅地」になります。主にニュータウンを意識して記載しております。現行計画でも記載しているとおりの内容となっております。都市の3つ目「(c)地方都市」です。

21ページ目。地方都市では、都市間ネットワークの話や地域資源、地域産業など現行計画同様記載をしております。ただ、前回いただいたご意見で「「ある種の移動する権利の確保」といった概念を記載すること」とございましたので、1番下のポツで「行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し、活動できる生活空間の整備の推進」を記載しております。

22ページ目。ここからは地域類型別で、「都市」の次にくる「多自然地域の集落」です。この「多自然地域の集落」は項目が多いので、2ページにわたって示しております。「多自然地域の集落」は、農村里山をメインにしており、農林水産業等の振興等の記載が中心になっております。ここでも、1番下のポツで「「ある種の移動する権利の確保」といった概要を記載すること」のご意見を反映した「行きたいところに自由にかつ安全・快適に移動し…」というものを採用させていただいております。

23ページ目。「多自然地域の集落」の続きになります。1番下のポツで「森林の公的管理や都市住民も一体となった整備手法…」等が、現行計画に無かった新たな箇所となります。

24ページ目。ここから、地域類型別の3つ目「自然維持地域」になります。「自然維持地域」は人里離れたような地域を想定しております。記載につきましても、自然環境の保全や生態系について言及しているものとなっております。

25ページ目。ここからは、地域類型別の次のもの、利用区分別になります。農地や宅地などの分類別です。農地、森林と続いていくのですが、この順番は国計画に習ったものになります。まず、「a.農地」です。こちらの方、上から7つ目のポツの真ん中あたり、スマート農業という

ことを記載しております。また、下から3つ目のあたりでは、都市農地との関係で、市街化区域内農地についても記載させていただいております。

26ページ目。利用区分別の2つ目「b.森林」になります。森林で新たに記載した単語といたしましては、上から4つ目のポツ、「デジタル技術のフル活用」、5つ目のポツ、「J-クレジット」等があります。また、前回いただいたご意見で「水源地の保全を記載すること」がございましたので、真ん中辺りなのですが、「県土の保全、水源のかん養等の多面的機能を有し重要な役割を果たす森林の整備及び保全の推進」と記載されております。さらに下から2つ目のポツで記載させていただいております森林環境譲与税の話も、現行計画にはない新たな記載となります。

27ページ目。利用区分別の「c.水面・河川・水路」になります。ここでは、国計画でも記載があったものになるのですが、1番上のポツ、Eco-DRRを新しい概念として記載しております。

28ページ目。利用区分別の「d.道路」になります。前回いただいたご意見で、「地方の道路等も都市部と同様に整備することを記載すること」とございましたので、上から2つ目のポツで「地域の実情に応じたインフラ整備」と記載しております。

29ページ目、利用区分別の「e.宅地」になります。宅地は「住宅地」、「工業用地」、「その他の宅地」に分けて記載しております。この住宅地の箇所でも、下から2つ目のポツで、「住宅地の整備に関しては、低未利用土地や空き家の活用・除却を推進することによる農地や森林等からの転換の抑制」を記載しております。宅地の利用区分別、宅地の2つ目、工業用地になります。

30ページ目。現行計画から新たに追加した概念はなく、ほぼ現行計画どおりということになります。

31ページ目。宅地の3つ目、その他の宅地です。概ね現行計画と同様の記載ですが、例えば、上から3つ目のポツ、「より安全な地域への市街地の集約化の促進」等、国計画に倣い、現行計画よりかは踏み込んだ表現の部分がございます。

32ページ目。利用区分別、最後は「f.その他」になります。その他の中でも幾つかありますが、こちら、今画面に映しているものは、公園・緑地・レクリエーション用地、公用・公共用地ということになります。概ね現行計画に習った記載となっております。

33ページ目。その他の続き、低未利用土地、沿岸部・沿岸域になります。両方とも概ね現行計画の記載どおりですが、沿岸域の方で下から2つ目のポツ、ブルーカーボンというものは新たに出てきた概念となります。

34ページ目。ここからは、県土利用の基本方向、最後の分け方、地域別の基本方向ということになります。従来の計画から地域別の記載はありますが、もちろん国計画には無い、県独自の記載であり、地域の独自性という兵庫の強みの部分でもあります。記載方法ですが、上の方の丸をスタートに書いている部分が概念的な部分、下のポツが具体的な施策等の記載となっております、各地域の個別事業等を引いてきております。例えば、今見ていただいている34ページ目が神戸・阪神地域になるのですが、ポツの方の1番上側、三宮再整備や県庁周辺再整備のことや、1番下のポツだったら、神戸・阪神地域にしか存しない生産緑地のことを記載しております。

35ページ目。この播磨地域の東部の方では、例えば、マルの方の2つ目で播磨臨海地域道路や、ポツの方の下から3つ目でいなみ野ため池ミュージアムのこと等を記載しております。

36ページ目。播磨地域の西部の方になりますが、こちらの方では、ポツの方の1番上で姫路港旅客ターミナルのこととありますとか、下から2つ目でJR姫新線・播但線の活性化のこと等を記載しております。

37ページ目。但馬地域の方になりますと、1番下のポツで、雪での道路整備のこと等を記載しております。

38ページ目。丹波地域では、例えば1番上の丸、古くからやっているものになるのですが、「丹波の森構想」のこと等を記載しております。39ページ目。淡路地域の方では、丸の2つ目、

南海トラフ大地震への対策、下から2つ目、国営農地開発北淡地区等を記載しております。以上が骨子案の説明となります。

それでは最後に、今後のスケジュールについて説明します。資料4をご覧ください。今後のスケジュールになります。これまで、昨年12月に国土利用計画審議会本審で諮問させていただきまして、1月に第1回特別委員会を行いました。

今後の予定ですが、今回、この5月に第2回特別委員会を行った後は、7月に第3回特別委員会で原案審議、8月に国土利用計画審議会本審議会で原案協議を行わせていただきまして、そのうちパブリックコメントを実施いたします。こちらの資料には掲載しておりませんが、並行して、12月までの間に国との事前協議を行った後、12月の国土利用計画審議会本審議会で答申をいただき、年が変わって、1月に国の意見聴取を行って、3月に3月議会で県議会に付議、議決をいただいた後、公表したいと考えております。以上で、事務局からの説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

#### ○委員長

はい、ありがとうございました。骨子案ということで、内容がかなり多岐に渡って、また量も膨大ですが、できるだけ順番に、ご意見等いただければと思います。まず、全体等について、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。はい。お願いします。

#### ○1番委員

少し理解が追いついていないところもあるのですが、私自身の気になっているところを1つお尋ねしたいと思います。太陽光発電施設という言葉が何回もあちらこちらに出てきていると思います。1回目のときに、土地利用の変遷をグラフで見せてもらったときに、「農地」も減っているし、「水面」が減って、いろんなものが減っているのだけれど、「その他」というのはどんどん伸びているという話があって、「その他」の中に、太陽光発電も入っているという風な話を聞

いたような覚えがありますが、その内訳について、どういう内訳ですって話は、今回はなかったと思うのですけれども。太陽光発電についての記述が推進すべきものなのか、一時的な利用だから許すというタイプのものなのか、それとも景観上も良くないのでやめましょうというものなのか、立ち位置がよくわかりませんが、兵庫県としての太陽光発電に関する立ち位置というのを教えていただけたらと思います。

○事務局

回答させていただきます。まず兵庫県全体としては、もちろん再生可能エネルギーは推進すべき、という立ち位置を取っております。一方で、まちづくり部の別の課で持っている太陽光条例等でもありますように、環境・景観への面で非常に影響を与えるものだという認識も同時にございまして、その点については、配慮していただくべきもので、一概に、何もかも何をやってもいいよというものではないという立ち位置ではあります。

○1番委員

土地利用として望ましいかどうかということと、太陽光発電を導入するっていうこととは、私は別のことじゃないかなと思っているのです。何回も、この全体の会の中で、山がざっと削られたりとか、ゴルフ場の跡地が全部太陽光発電になったりとか色々なタイプがあり、山を削るのはやめて欲しいけど、ゴルフ場の跡地利用だったらいいのかと思ったり、心がいつも痛みながら見えています。その辺の個別のどういう土地利用が太陽光発電に変わったときに注意しないといけないとかいう風な方針は別途あるのですか。

○事務局

太陽光発電に関して、全国に先駆けて県条例を作りましたが、平成29年ぐらいから届出制で開始して、やはり森林を削ったりとか、そういうのは一定控えるような形で基準を設けています。と言いつつも、やはり届出制で勧告・公表制度があるのですけど、そこまではいかなくとも、近

隣の住民に説明していただいたりとか、住民と一定合意形成が図られるようなこともやったりしています。ただ、届出制度ですので、強引にやろうという風な事業者も少なからずありましたので、条例を改正して令和6年度から、一定規模の森林を削るものについては許可制に移行し、多分許可制に移行してからはほとんど出てきていません。山を削るのはできるだけやめて欲しいという風なのは、基本的な考え方として持っています。当初は、雑種地とか未利用地への設置がいっぱい出てきていた。それは多分良いと思うのですが、だんだん土地が無くなってきて、山をさわるようになったというのは、そういう経緯があって、それをやめて欲しいということで規制した。だから、使えるところを選び、造成があまりないようなところはやっていただいて結構だけれども、森林を削ったりしますと、基準としては戻すようなことを言うのですが、簡単には多分戻らないと思うので、そういったことはやめて欲しいというのが基本的な考え方です。農地なんかは、農地に太陽光パネルを置いて、下で耕作をするというふうな仕組みなんかもありますけれども、それもあんまり多分普及しておらず、やりづらんだろうなという風な認識を持っています。

○1番委員

すいません。今のところ利用区分でいうと何に入っているのですか。

○事務局

それは「その他」に入っています。

○1番委員

元農地であれ、元森林であれ、「その他」に入っていると。私は、「その他」のままでこれをコントロールできるのかを疑問に思っているのですが、それについてはいかがでしょうか。

○事務局

法規制が、例えば森林であれば森林法とか、農地であれば農地法とかという風な規制がかかっ

ているんですけども、我々が扱っているのは建築基準法とか都市計画法とか、開発許可制度なので、そういったところに手が出ないということで、まちづくり部の方で太陽光条例を作って、規制していますが、農地転用なり、森林法、それも許可制度でできてしまったりすることがあり、そういうことも踏まえて、太陽光条例で少し厳しく、特に森林に関して厳しく対応しているというのが現状かなと思います。

#### ○1 番委員

読んでみると、良しとしているものもあれば、だめと言いたいのかなと思えるものもあり、色々で悩ましいなと思って見ていますが、これから書き連ねて、文章化するときに、色々考えていただけたらかなと思います。できれば、「その他」っていう区分の中身がちゃんとわかるようになって欲しいなとは思っています。面積でコントロールするのが正しいのかどうかは、太陽光発電についてはわかりませんが、一体どれぐらいの勢いで増えているのかというところは一定必要かなとは思っています。ぱっと見たところ、事業としては仮設のように見えます。何年か経ったら無くなるようなものに見えているのですけれども、それをどう扱うかというところも課題かなとは思っています。

#### ○事務局

すいません。買取制度の中で未来永劫買い取ってくれるというわけではないので、まさに何年か経ったら、多分20年とか30年とか後に、やめてしまう事業者とかがありますので、県の太陽光条例の基準でも、きちんと廃棄物の処理を行うことという風な基準を設けています。一方、県が先んじてそういう風な基準を設けてやっていく中で、そもそも全国的な問題だと思いますので、国に対しても要望して、国の方の経産省の基準でも徐々に、例えば地元説明したりとか、廃棄物を適正に処理する等、あらかじめ廃棄物を処理する費用を先にとっておいて、それを最後に充ててもらおうとか、そういった法制度も割とだんだん充実していったような状況ではあります。

○委員長

ありがとうございます。非常に重要なご指摘だと思っております。例えば13ページに「カーボンニュートラルの実現に向けた大規模太陽光発電設備や風力発電設備等の地域との共存を図る立地誘導」という風書に書いてあるのが、実は私も少し気になっていたのですが、太陽光発電に関しては全国に先立って、条例で届出制を、大規模な森林開発の場合は届出制から許可制にという形をされているということで、いいことだと思いますが、風力発電設備も同じですか。風力発電設備は別ですか。

○事務局

風力発電設備は許可制まではしてないかと。風力発電設備の場合、バサッと造成したり、ポイントポイントでやっていきますので、そんなに地域でトラブルが生じたりとかいう風なことには至ってないので。

○委員長

風力発電設備の場合は、淡路等では導入されていますが、本州部では今、新温泉町で、大規模森林伐採を前提とした導入が検討されているということで、巨大な風車を山中に建てようという計画が持ち上がっています。おそらくそれも届出制なので、森林を大規模に伐採する話等があるので、ぜひ太陽光パネルのように、そこも、兵庫の強みというところで、やはり中山間地域の豊かな自然というところ、特に森林を伐採するというような取組みについては何らか規制が必要なのと、ここで「立地誘導」という表現が適切なのかどうか等、少し不安に思う部分がありましたが、何かありますでしょうか。

○事務局

すいません、国の制度でも、市町村が場所を決めて、ここに積極的に誘導しようという風な仕組が法制度としてあって、そういった場合には、各種法令の手続が簡素化されたりします。そう

なってくると、森林とかはそういう場所には多分なりえないと思いますので、法制度としてそういう風な仕組みもあるので、そこを書くのか、少し表現を変えるのかというのは、ちょっと検討したいと思います。風力発電については、環境アセスの方でも厳しく対応して、今多分環境アセスの途中でと思いますが、そこで適切なご指導をしてもらえればという風には考えているところです。太陽光条例の方でも風力発電施設も対象にしていますので、そこは連携して、必要な措置を講じていきたいなと思います。

#### ○委員長

ありがとうございます。国の施策として、カーボンニュートラルというところで、市町村レベルでもそういったゼロカーボンの計画等を作っておりますので、避けられないところだと思いますが、例えば、公共施設の屋根にそういった太陽光パネルを設置するとか、人が利用している地域・場所を利用するという方向のところ等もあったりするので、ぜひ、森林を伐採して、という方向はやはり望ましくないということを何らか本文等で、もっと工夫をして、こういったゼロカーボンを実現するというところの記載があるといいのかなと思いました。はい。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。結構個別なところに入っていると思いますが、どうぞ。

#### ○2番委員

全体の話で、全部読んでみましたが、土地利用基本計画と言いながら、土地利用のことじゃないこともいっぱい書かれていて、土地利用基本計画だから、もっと整理し直した方がいいんじゃないのかなと思います。前回計画は、結構井戸知事に色々なことを入れろと言われて、がんがん入れたのですが、そこをもう1回整理して、土地利用にもっと限定した方がわかりやすいと思います。でないと、色々な農業施策が入ったり、インフラ整備が入ったりとか言い出すと、どこが土地利用かみたいな内容になってきている。議会承認も得ないといけませんし、パブコメも取られるならば、今回割り切って、もう少し土地利用にシフトして、土地利用の部分だけで、

それ以外を削ぎ落としていった方が見やすくなるのじゃないかというのが一番大きな印象でした。

○委員長

ありがとうございます。とは言いながら、国もDXの話があったりとかするので、非常に難しいのかなとも思います。

○2番委員

DXの手法について書かれているので、計画の部分と手法の部分で、そこはきちんと分けて書きあげてほしいと思います。スマート農業であるとか色々な施策が入っています。土地利用とどう繋がるのかと思ったとき、なかなか理解しにくい。要するに、やはりもともと、都市と農と林と自然地域という土地利用を兵庫県の中でどうしていくのかということに着目して、必要な政策を書き込んでいくというのがセオリーではないかなと思っています。国の計画も少し色々なことが書き込まれ過ぎていますが、そこは割り切って、兵庫県でもう少し土地利用に特化して作り直してみるのもあるのではないかなと思います。それがわかりやすいかなと思います。

○委員長

この辺り皆様ご意見どうですか。非常に多岐にわたっているということは事実かなと思います。

○3番委員

まず農林業について言いますと、非常に土地利用自体が危ぶまれるような状況になっています。特に農業は、担い手がないところは耕作放棄がどんどん増えまして、農地が減っている。林業は、例えば、土砂流出が起こっても山は山なんですけど、管理自体がなかなかきちんとできないので、そういう状況に追い込まれつつある。ということは、農地は荒廃すると多分山林になる。木を植えたら山林みたいな位置付けになるのかなと思いますが、その辺の土地利用の動きというのは、ある程度、押さえておく必要はあるのかなという風には思います。

○委員長

ありがとうございます。その他全体的な部分はいかがですか。

○1 番委員

書きぶりの話ですが、例えば、「整備を進める」とか、「推進する」とか書いてあるのは、ここまででいいのですか。県として言っていますが、じゃあどうするのかと市町村から言われたときにどう答えるのだろうかと思うようなものが幾つもあるのではないかなと思います。それはもうここまででいいのですか。この後、もう少し具体的にどうしましょうというところまで書かれるのでしょうか。例えば何か、農山村の交通、「どこでも行けるように整備する」と書いてあるけど、そのことだけでも、ものすごく大変ではないのかと思っています。こういうのを受け取った市町は、いや頑張っているんですけどという気持ちだと思いますが、どうしますか。どこまで書かれますか。そういうのは、土地利用じゃないと言えば土地利用じゃないということですか。どうなのでしょう。

○2 番委員

道路整備をするので、道路に土地を使うっていう話だったらと思うんですけども、これは土地利用の基本方針なので、具体的な施策は、各個別計画の個別施策に落とし込まれていきます。これは上位計画なので、上位計画として大きな方針を示して、その方向で、個別の都市計画マスタープランとか道路整備計画とかに落とし込んでいくので、そう整理すれば、ここに全てを書き込む必要ないです。多分、能力的に無謀だと思います。

○1 番委員

むしろ、私は、例えば郊外住宅地であるとか、整備してしまっている住宅地が一番潰すのが難しいのです。山の中に家があるというのは、その方はいなくなったら、それなりに電線を止めてとか、放っていくことはできるのですが、ここには今、郊外住宅地というのが「都市」にしか入っていませんが、実は地方都市のニュータウンというのが結構あるということにも気が付いて

いています。そういうものは潰してもいいのだとここで書いてあげるとか、そういう土地利用の方針がむしろ必要なのではないかなという風な気持ちがある。どこまでも交通便利にしましょうという理想的なことを書くのではなくて、県土利用について、不要とは言えませんが、低密度住宅地については閉めてもいいという風なことを書いてあげるとは、助けになるのではないかなと思いますが、そういうのについてはいかがでしょうか。

○事務局

なかなか郊外住宅地を潰してもいいという方針は多分出しにくいと思いますが、ただ、ある程度集約していくとか小さくしていくっていう風なことは。

○1番委員

それが出来ないのが郊外住宅地なのです。面整備してしまっているのです。ポツポツとあっても道路整備を全部しなければいけないし、それで皆さん悩んでいる。

○事務局

縮小したときにその周りのところをどうするかというのは、多分あるのですけれども。

○1番委員

薄くはなるけれども、集約はできないというのが開発住宅地の困ったところ。

○事務局

全体で成り立っているところもあります。そういう家をどうするのというようなところに、ヒントでもあればありがたいなと思います。それこそ郊外ニュータウンほど大きくないのですが、開発途中で、資金繰りなんかでポシャったところなんかを、例えば、太陽光発電施設を置いたりしているところがあったりとか、川西の方では住宅団地として開発したところを流通業務施設に転換したりとか、そういった時代とかに合わせてリニューアル、違う使い方をしていくというのは、大事な視点かなという風には思います。

○4番委員

先ほど国土利用計画が県の上位計画であるというご発言がありましたが、例えば、別途、私は専門が防災なので、各論に入ったら防災についてのご質問等をしようかなと思ったのですけれども。別途、防災計画みたいなのがあって、その上位としてこの国土利用計画があるのだったら、ここではざっくりとしたところを決めて、それを防災計画のところでもっともんでいただくという話になるのかと思いますが、そういうものが他にあるのかということをお伺いしたいです。

○事務局

防災部局で災害基本法に基づく地域防災計画というのがあり、こういう場合にこういう対応をするとか、緊急輸送道路とかそういうのを位置付けしていたりとか、そういうものはございますが、これは特段その上位という位置付けにはなっておりません。

○4番委員

とすると、ダブったりしたときに、要するにこっちではこういうふうなことが書いてあると、あっちではこういうことが書いてあるとなったときに、どちらが県の方針ということになるのでしょうか。

○事務局

この計画は、土地利用に関する上位計画ということで、土地利用に関するものは上位下位の関係にあります。それ以外の計画につきましても、お互いの整合を図ることは当然のことです。ございまして、もちろん一定、土地利用と関係のない計画でも、全く矛盾するようなことは書いていないようにはしております。もちろん我々まちづくり部都市計画課だけですべてのものを把握しているわけではないので、庁内の各部局と調整、言ってみれば照会して、これは大丈夫かみたいな話をしながら進めていきますので、そこは少なくとも矛盾することは記載しないようにはしております。

○4番委員

はい、わかりました。都市防災みたいな考え方もありますので、そこは都市計画の上位計画という位置付けからすると、国土利用計画等が上位計画という位置付けからすると、そういった都市防災の考え方のような、国土利用計画で示した上で、都市計画の方で対応してもらおうという形かと。これから各論に移ったときに、それほど棲み分けというのを我々は意識せずに発言してもよいということでしょうか。

○事務局

むしろ、それをお願いしたいと思います。棲み分けの部分はこちら事務局の方で意識し過ぎるぐらいなので。

○4番委員

はい、ありがとうございました。

○委員長

棲み分けというより、例えば私の専門の鳥獣でも鳥獣管理計画というものがあります。ただ、そこに土地をどう扱うかっていうのは特にはないので、（骨子案に）色々書いていただいているのですけれども、インフラ整備をすとか、グリーンインフラを作るとかというのをきつと国土利用計画に挙げて、それに基づいて下位の個別法に行われているところを書く。でもその棲み分けの部分は、国土利用計画で書かれているものの方針を採用するとより個別法も動きやすくなるのではないかなという風に思っています。おそらく個別法と色々整合性は当然取られたり、個別法から上げてこられて、そこの整合をとられていると思うので、何と言うか、土地利用の関係でうまく個別法に書ききれないものがあるのであれば、ここに盛り込むと、より個別法にとってもいいのかなという風に思っていますが、そういう理解でよろしいですか。はい、ありがとうございます。

## ○5番委員

ちょっと今の意見とも関連するかもしれませんが、先ほど2番委員がおっしゃられていた土地利用に関する項目に絞ったほうがわかりやすいのじゃないかという意見、私も1つあるかなと思う一方で、例えば、現状の大きな国の方針、「コンパクト+ネットワーク」とか、そのコンセプトそのものをちゃんと理解されているかどうかちょっとわからないですが、とにかく、現状、人口の流出等も含めて考えると、どうしても都市部への集中みたいなものが進んでしまうわけなのですが、そういうことを踏まえた上で国土がどうあるべきかという議論がベタにないと、放っとしてもそっちに寄ってきてしまうと思います。私の意見として、道路に関して、少し文言を加えていただきたかったというのは、地方でもしっかり暮らせるということが国土像として、私自身は望ましいと思っています。もちろん、郊外の住宅ニュータウン問題をどうするかとか、色々個別に調整して解決していかないといけない問題もありますし、そんな簡単ではない。ここに書いたからといって、どうなるかっていうのも、少しわかりかねるところもあるのですが、そういう意味で、ここでそこまで議論を深められるかどうかわからないのですけれども、兵庫五国ということを打ち出している中で、やっぱりそういう趨勢に対してしっかりメッセージ性を持って、メタの国土像みたいなものをちゃんと踏まえて、計画が書けると望ましいかなと個人的には思って、この場におります。

## ○委員長

はい、ありがとうございます。そうですね。おそらく、今言われていたお話だと、多自然地域にもっと人が暮らしやすい、生活ができるような土地利用、例えば、インフラ整備で、その上にさっき言われた交通ネットワークとかが入ってくると思うので、何かそういう、まずどういう方向を今後5年間でよろしかったですかね。

## ○事務局

10年です。

○委員長

10年の方向性、全体的な方向性というところですよ。

○5番委員

そう。どうしても行政なので、年限を区切って考えるのですけれど、やっぱりそういうことは10年で何か目標を決めて、また10年後に別の目標決めるというわけでもないと思うので。一貫して、何かしらのベーシックな考え方があって、その中で、10年間で何ができるかという議論があると思います。あとおっしゃられていた話でいうと、地方の都市がしっかりすると、その周辺の多自然地域においても、ある程度住みやすい地域が実現できるとか、何かそういったあたりを、先ほど言ったように、どういう国土・県土が本当に良いのかというところを、この場で議論し尽くせる内容ではないのかもしれないのですが、そういう風に思っています。

○委員長

非常にちょっと難しい。今後の土地利用のビジョン的な全体像がわかる部分というのは、かなりわかりやすく分けていただいているのですけれども、そうすると今度、全体がちょっと見えにくくなっているのかなというところがあるのですが、これは骨子案なのですけど、全体のビジョン的な部分というのは、どこかに書かれるべきということでしょうか。

○5番委員

すみません。ちょっと思いつきの部分もあって恐縮なのですけれども、先ほど言った兵庫だと五国という単位が1つ1つしっかり絡んでいくというのが、ビジョンとしては共有しやすいところなのかなと思っています。今回、県の第6次計画案ということで、修正していただいたものを提示いただいたのですが、国の第6次計画をかなりベースに反映されて、例えば、「兵庫の強みを生かした」という表現は入って素晴らしいと思うのですけれども、「①地域全体の利益」この

あたりがすごく無機質で、何となく、せっかくなので、何か「地域全体って何」とか「利益って何」というところを書き込む中で、その五国を明確に打ち出されて、五国がそれぞれ、個性を生かして、しっかりと成り立つと。そうしたときにその五国という範囲の中で、中心的な場所はどこで、その周辺はどこで、みたいなのが空間的に位置付けられてくると、何となく見えてくるのかなという風に思っています。

#### ○委員長

はい。ありがとうございます。なかなかちょっと難しい議論になっているかと思うのですが、兵庫の土地利用の全体的な考え方のコアになる部分をやはり示した上で、土地利用に関するところを絞り込むのも少し大変な作業になってしまうかとは思いますが、その辺りを再考していくということになるのかなと思う。あとは、本日のご説明の中で、個々の部分もたくさんご意見あるのではないかなと思うのですが、一旦個別のところも、この資料の中で、皆様お気になられているところがあると思いますので、そこの質問と議論の方に一旦移らせていただいてもよろしいですか。じゃあ、個別の項目に対してどこからでも構いませんので。はい。お願いいたします。

#### ○3番委員

よろしいですか。まず1ページ目ですけど、県土利用の基本構想案の県土利用の基本方針で、「b.大規模自然災害に対する脆弱性」の中に、特に、物理的な話をずっと書いている中で、「地籍調査の遅れ」が書かれていまして、地籍調査では、兵庫県というか、近畿が全体に低いのですが、兵庫県は多分ここ10年ぐらい全国1位の予算をもらって整備をしているはずなのですが、実際今どうなっているのかを確認していただいた上で、やはりかなり遅れているということであればこういう書き方でもいいと思うのですが、そういう事実がありました。それとその隣の5つ目。皆さん、ページ数5です。農地のところ、「農地管理の担い手減少」というのは、「農地管理の担い手」という言葉が他にも出てきます。で、農地管理をしているだけでなく、農業生

産という意味かなと思います。よく使う言葉が「農業の担い手不足による」とか「農業者の減少による」とかいう言葉を使います。転作というのが入ってきて、もう管理するだけで、植え付けしない、稲作しないというのが一時すごく増えてきました。今、野菜を作ったりして、転作をしながら、他の作物を作っているという事実があるのですが、そういうふうにしっかりと作っていないと、管理するだけだったら、いずれすぐまた耕作放棄になってしまうかなというふうに思います。それから、森林の話なのですけれど、6ページの部分です。「県土管理水準の低下に伴う県土保全機能の低下」があるのですけれど、森林環境譲与税というのができました。で、各市町に配られています。こういうことを失くすために譲与税が出来ているので、ただ単に「低下している」だけでなく、どうなるのかみたいな。問題点だからこういう書き方だけなのか。ちょっとそこらの検討をお願いしたいなという風に思います。はい。それからすみません。飛びます。22ページです。22番のポツの下から3つ目、「緊急性の高い箇所の山地防災・土砂災害対策、農地やため池の持つ防災機能を高めることによる災害に強い森づくりの推進」と、山のこと言うて、農地とかため池のことを言って、最後は山で締めているので、これは明らかに表現として違うなということでございます。はい。以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長

はい。ありがとうございます。事務局何かありますか。ただいまのご質問とご指摘がありますよね。

○事務局

地籍調査、森林環境譲与税についてのご指摘につきましては、事実関係を改めて確認しつつ、記載を改めさせていただきます。最後の災害に強い森づくり事業の内容等も精査しながら、改めさせていただきます。農地管理の担い手という書きぶりについて、国計画の書き方の整合を見ながら改めて考えさせていただきます。

### ○3番委員

多分、県の農林水産ビジョンや個別計画では、こういう「担い手の不足」とか「減少」とかそういう言葉をよく使っています。管理するだけというのは、実際米を作ったらだめなので、転作をしています。麦を作ったり、大豆を作ったり、野菜を作ったり。そういうときに、何もしないでほったらかしになって、耕作放棄になっているというのが一時すごく課題になりました。だから、農業しないと、やっぱりそっちの方に流れていってしまうので、今、農業の担い手というところに着目していただきたいなと思います。

### ○委員長

農地管理だけでなく、生産をした方がいいということですね。はい。よろしいですか。はい。ありがとうございます。他、いかがでしょうか。

### ○4番委員

よろしいでしょうか。はい。最終的にちょっと、防災の話に持っていきたいと思っているのですが。ちょっと全体のほうに戻ってしまうところがありますが、最初の資料2の真ん中で、県の第6次計画の案ということで、先ほど5番委員もおっしゃられましたけど、「利益の実現」というのは、多分もう今となつては、コストカットとか、いかに効率的に税収をうまく使っていくとかという話だと思っています。リスク等がありますといっても、全てに手をつけるわけにはいかなくて、どこから手をつけたら一番被害総額が少なくなりますかとか、被害を受ける人が少なくなりますかとかというところで、これを利益という書き方をしていますが、労働力が減っていくとか、或いは税収も減っていくという中で、いかに効率的に施策を打っていくかというところがこの「利益の実現」という言葉の裏返しなのかなという風に思っています。そこで大事になってくるのはやっぱりDXだと思っています。国の方でも、これを盛んに進めましょうと言っているのは、これを積極的に運用して、なるべくやたらめったら非効率的なことをするのではなく

て、効率的なところから施策を打っていきましようという意味で、このDXを使うということが前面に新しく出てきた話かなという風に思います。そういう意味で、この基本方針の方を見ると、スマート林業とかスマート農業とかは出てきていますが、もっと前面に出してもいいのではないかなと思います。それぞれのところで、例えば、14ページ目の防災の「災害リスクの対応」のところを見ると、項目として、いろんな項目・対象は並んでいますが、このDXとかデジタルを使うということが文言として盛り込まれてないというのがちょっと気になっているところです。やはりもっと積極的に、例えば、リスクとか脆弱性があるのは何となく定性的にわかっているのですけれども、どこにリスクがあるかとか、どこに脆弱性があるのかというのをつまびらかにするのもDXの役割だと思います。そういう災害リスクへの対応、災害リスクの評価とかというところで、DXの技術を活用していくというところを各項目のところで、もっと書かれたらどうかなという風に思ったところです。例えば、災害時の対応のところだったら、他でスマート林業とかスマート農業があるのだったら、ここだったら、スマート防災とかが今ありますけれども、「スマート防災の積極利活用」とかといった言葉を盛り込んでもいいのではないかなという風に思ったところです。私からは以上です。

○委員長

はい、ありがとうございます。事務局はよろしいですか。

○事務局

ありがとうございます。県の防災部局とも、共有しながら書きぶりを考えさせていただきます。

○委員長

はい。ありがとうございます。他はいかがでしょうか。はい。お願いします。

○2番委員

章立ての問題ですけれども、5ページから懸念される事項（問題点）があって、9ページから

取り組むべき課題とかあるのですけど。これ結構表裏の関係になっていて、なかなか問題点のところまで書かれている項目に対して、取り組むべき課題が1対1で多分対応しきれていないので、非常にわかりにくいと思います。これをまとめて書くのも1つの手かなと思っています。特にこの懸念される事項（問題点）のところ、例えば5ページでいくと、県全体の共通事項があって、利用区分別の事項等に分けておられますが、県全体の事項に対して、利用区分別に見た事項が、何かうまく対応できていなくて、何か大きな話と小さな話が書かれているので、これをもう少しまとめて書くふうにして少し何かわかりやすくした方がいいのではないかなという風に思います。

あと12ページの頭、「兵庫県の強みを活かした県土利用」で、五国の話とか、開放的な地域性とか、高度なものづくりで培ってきた地力とかということが出てきて、ここで大きな兵庫県の強みというのが大きな方針として出されているのですけれども、それを受けた県土利用の基本方針という13ページからずっと書かれている部分で、この強みを生かしたという部分が全然落ちてきてないので、強みを生かした土地利用をどうするかということを書いてこない、多分わからないと思います。だから、例えばこの13ページから15ページで、兵庫県の強みを生かした県土利用で、この「地域全体の利益を実現する」というのは、おそらく兵庫県全体の利益を実現するための土地利用はどうあるべきかというのをここできちっと書き込まないといけないという風に思っています。五国のそれぞれの地域性をきちんと継承していくとか、ものづくりのためにどんな土地利用しなきゃいけないかとかというのを、多分ここで書き込んでいくでしょうし、次の14ページでは「災害リスクを踏まえた賢い県土利用」というと、多分阪神淡路からの教訓を踏まえて、ここでどういう土地利用していくかというのを書き込まなきゃいけないと思います。

あとは、「健全な生態系の確保」の15ページでいくと、この五国の魅力の中で、どういう自然環境を残していくかということを書いてこないといけないので、そこが何か強みが全然見えてこない、そこをきちんと書き込まないと多分強みが見えてこないのではないかなと思

ます。同じように例えば、次の16ページとか17ページでも、「複合的な施策の推進と県土利用管理・DX」とか「多様な主体の参画と共創」という意味でも、同じようにこの兵庫の五国の強みを生かして、どういうふうな複合的な政策の推進をやるのかとか、多様な主体の参画というのをやっていくかというのが、大きな方針の中で個別に書かれていかないと見えてこないなと印象を持ちました。あと1点「多様な主体の参画」で、もともとは「参画と協働」というのがあったのですけれども、案では協働が抜けていますが、参画と協働の条例が多分残っていると思うので、これを落としていいのかなと思います。議会同意案件であれば、そこは何かもう少し気を使って、参画と協働を入れた方がいいのではないかと僕は思います。はい。以上です。

○委員長

ありがとうございます。「参画と共創」に変わっているのですかね。

○2番委員

いや、多分県は変わってないかなと思います。それは戻した方がいいのではないかと僕は思います。

○委員長

地域計画等では、今は共創になっています。はい、事務局よろしいですか、何かありましたら。大丈夫ですか。いろいろご指摘がありましたので、そのあたりご検討お願いします。他、いかがでしょうか。

○2番委員

すいません。もうひとつは、18ページからの地域類型別の話なのですが、これ「都市中心部」と「郊外住宅地」と「地方都市」と「多自然地域」とかあるのですけれども、例えば、加古川や姫路等の播磨地方の地域は地方都市になるのか。

○事務局

都市中心部というところで、これが神戸の三ノ宮だけをイメージしたものと言われると、そうでなく、あくまで一般類型的な話をイメージしています。

○2番委員

都市中心部で言うと、三ノ宮とか西宮とか尼崎をイメージし、地方都市というところ、豊岡とか洲本とかをイメージし、多自然地域でいくと、湯村とか村岡とかをイメージするので、多分兵庫県の都市全体をうまく俯瞰できていないと思います。もう少し何か、大都市、中規模都市、中規模地方都市に分けていくとか何かしないと、これだけ見ていると三ノ宮が書かれていて、明舞のニュータウンが書かれていて、豊岡が書かれているイメージしか持てない。そこは何かこの書き方を変えなければいけない。分類を変えた方がいいのではないかと思います。何かこの基本的な方向性も見えてこないという印象を受けました。

○委員長

難しいですね。姫路市といっても豊富町とか郡部的なところもすでに入っていますので、非常に難しいかなと思いますが、このあたりいかがですか。都市とかの分類、ここの考え方を整理できますか。

○事務局

現状の書き方といたしましては国の方の国土利用計画と、県で言えば、自分の部になりますが、まちづくり基本方針の分類の両方を満たせるような分類は何かというところで、「都市中心部」、「郊外住宅地」、「地方都市」、「自然地域の集落」と「自然維持地域」というところで分類させていただいたところではあります。具体的な地域としては、地域別がそれぞれにございますので、大きく一般論としての都市中心部というところをイメージして、現状としては書いております。

○2番委員

例えば、大都市でも、大都市の中心部と大都市の郊外部とか、いろいろあるので、そこは例えば、都市中心部でなく大都市というふうに書けば、都市中心部はどうあって、その郊外部はどうあってとかというふうに書き分けられるのですけど。もう都市中心部と書いてしまうと、三ノ宮のど真ん中しか見えない。神戸のニュータウンは郊外住宅地なのか。地方都市部にもニュータウンはあるとおっしゃっていましたので、そこなんかも含めると、ちょっとこの分類に無理があるのではないかなと思います。

○委員長

そうですね。あくまでも土地利用という観点で書くとしたら、ちょっと難しいですね。

○事務局

ちょっとまた考えさせていただきます。

○委員長

要検討ということですね。

○5番委員

先ほどのご発言、非常に私も賛同するのですが、最後に、35ページから各地域別の基本方向というのが丁寧に列挙されていますので、前段で書かれていることとこれをしっかりと対応の根を密に張るという作業をすると、非常に実のある計画になるのではないかなというのを伺って思いました。はい。コメントです。

○委員長

はい、ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。あとは私の分野からよろしいでしょうか。野生動物に関する部分を色々なところで盛り込んでいただいているのですが、先ほどの防災のところでもお話がありましたけれども、個別法で様々やっているのですが、今現在抜け落ちている点としては、どこにどう書くかというところはあると思いますが、例えば15ページ等になる

のかなと思ったのですが、「棲み分けを図る土地利用」というようなところが個別法では抜け落ちていたのかなというところがあります。例えば、10ページの取り組むべき課題のところでは森林の中に、「野生鳥獣の保護管理」というのを入れていただいているのですが、これは森林というよりむしろ里地なのです。野生動物の被害を軽減したり、個体数管理を図ったりというのはどちらかというと里地になるのですが、何て書いたらいいですかね。両方に関わるところで、森林のみでこれやっていることではないものになりますので、この辺りを少し整理していただいたらと思います。今野生動物が非常に増えて、特にシカの過増加によって森林の下層植生が破壊されて、土砂流出が起こっています。最近伊吹山で大規模土砂流出が起こっていますが、今但馬では小規模な土砂流出が起こっておりまして、非常に国土利用上の大問題という風に認識しているのですが、なかなかそこまでまだ認識がされていないので、できましたら、まず全体的なところで、「野生動物との棲み分けを図る」という土地利用のあり方みたいなのがまず1つ重要なのかなと思っております。それとあと、38ページの個別の丹波地域にのみ、野生動物共生林整備事業の話が入っていますが、これは県民緑税を用い、全県でやっているもので、これも全県域でやっていることとして書いた方がよりわかりやすいのかなと思いましたが、その辺少し整理をしていただく必要があるかなと思いましたが、はい。ちょっと書き方等を、あと表現等はまたご相談させていただけたらと思います。はい。いかがでしょうか。

#### ○事務局

今いただきました野生動物の棲み分けの話とあと、野生動物共生林整備事業等につきまして改めて整理させていただきます。

#### ○委員長

県民緑税について、この共生林事業が行われているのですが、それ以外にもヒートアイランド現象とか色々県民緑税でやっていることがありますので、それを兵庫らしさだと思うので、その

あたりも盛り込めた方がいいのではないかなと思いました。あと、すみません。ちょっと意味がとれなかったところがあったので、教えていただきたいのですが、9ページの利用区分別に見た課題の森林のところは、「管理水準を維持する手法、自立する自然への回帰方法の確立」というのが何を意味しているのかが、わからなかったので教えていただきたいのですが。県独自ですか。

○事務局

これもおそらく個別計画から取ってきたものと思うのですが、ちょっとその辺、もう1回見直してみます。

○委員長

あとすみません。もう1点ありました。森林といったときに、林業施業をしているスギ・ヒノキ林の経済林とそれから自然林では、全く多分管理とか方針が異なってくると思いますので、森林というふうにしてしまうと多分、今のお話なんかおそらく林業施策の方だと思うので、経済林なのか、自然林なのかの区分けはしたほうがいいかなと思いました。はい。何ですかね。経済林として成り立たないのと、自然林に転換するかという話なのですかね、ここは。

○3番委員

転換するというよりも、強度の間伐をして、もう何もしなくていい状態にする。人工林ですと、例えば10年に1回間伐等をやらねばならない。そういうことしなくてすむように、強度の間伐1回で済みます。それを森林環境譲与税を使って、森林の管理をする。自然林には、もう手を入れない。

○委員長

はい。ありがとうございます。はい。他いかがでしょうか。はい。お願いします。

○1番委員

個別の話か全体の話かが、今ひとつ自分でもわかっていないのですが、骨子案にツーリズムの

話であるとか観光の話とか、実は今日の本文にはあまり出てこなくて、土地利用等が出てこなくていいとは思うのですけれども、現行の計画には、地域に根差した観光ツーリズムがある。私は「地域全体の利益の実現」という中には、観光も入っていると勝手に思っていたのですけれども、この土地利用計画をする理由というか、意味というか、そういうものの1つに、大きな人口の塊が横にあって、阪神間もそうですけど、その人達が日帰り観光したり、一泊観光したりしながら、楽しむ兵庫県というのが実際にあるわけで。そういう中で、森林であるとか、海であるとか、農地であるとかという産業も支えながら、おいしいものを作ってくれるというところがとても大事だということを前段にでもきっちりと書いていただいて、中に散らばっている、そのチョロチョロッと出てくる観光とか都市との関係というのも、前に押し出してしまったほうがわかりやすいのではないかなという風に思います。観光の意味はやっぱりそれなのですよね。土地利用が景観を作っているし、そこで産業もできているので、みんな観光に行く。この連休にも随分兵庫県の中で動かれた方も多かったと思います。それはやっぱり、そのためもあるのだよというところを、この中に何となく散らばっているのが目につくところが所々あるので、皆が県民が楽しめる県の土地であるということを前段に書いてしまった方が、出してしまった方がいいという風に考えます。

#### ○委員長

はい。ありがとうございます。そうですね。今おっしゃられたことだと、多自然型の環境や食べ物を求めて、兵庫県の都市の方が郡部に行かれると、そこには太陽光パネルだらけみたいな状況が起こりつつありますので、そういう土地利用で本当にいいのかとかですね。そういった観光にふさわしい環境が、その地域の生活スタイルが保たれている景観を求めて来られるような、そういう観光とかがおそらく望ましいと思うので、なかなか市町に任せておくとそういったところが見えてこないところなんかをこの計画で示せるといいのかなと、今のお話を聞いて思いまし

た。

○1 番委員

そこまでは実はあんまり思ってなかったのですが、むしろ何か「都市との緑・農との共生」とかいう言葉が、こういうところに散らばっているのが、ちょっと何か似つかわしくないなと思うので、それはもう大きな課題であって、個別の案件ではないだろうという風にとらえた方がいいのではないかなと思います。

○委員長

その他、いかがでしょうか。大分時間も迫ってきております。はい、どうぞ。

○2 番委員

34ページ以降の地域別に書かれている部分があるのですけれども、ここに何を書くのかというのが色々見ていると、例えば34ページでいくと、「北摂里山博物館構想の推進」と個別な事業が書かれている部分もあれば、何か少しばくっとした土地利用の話を書かれている部分もあるので、ここに何を書き込んでいくのかをもう少し何か整理したほうがいいのかなと思っていました。例えば34ページだったら、この地域、神戸・阪神地域では、どんな土地利用をしていくのかというのを書いていく。であれば、1つ目のポツでは、「三ノ宮再整備や県庁周辺整備をはじめ…」とか言って、都市部の高次機能の集積とか、都市エリア再開発みたいな大きな面的な話が書かれている。一般的に、例えば、三ノ宮再整備や県庁周辺整備をはじめとする代表事例を書きながら、大きな方針として、都市部の高次機能を集積したりとか、再度それをもう1回再構成しましょう、みたいな話を書かれているのはよく理解できるのですけれど、その辺をきちんと書き分けて、大きな丸の大きな方針と小さなポツの個別にはどんな土地利用しているかというのをうまく書き分けていった方がいいような話かと思います。先ほどおっしゃられたように、大きな概念的なものはもっと前に持ってきてしまって、ここはもう少し具体的な土地利用で、こんな地

域はこんな土地利用していくねってことを書いていった方が、わかりやすく、計画全体がわかりやすくなるかなと思いました。

○委員長

ありがとうございます。そうですね。ここの個別のところは、少し整理した方がいいのかなという気がしました。例えば37ページの但馬地域も、例えば、但馬今、色々ところでコウノトリ一色なのですが、全く出てこないのですよね。コウノトリを育む農法で、農業を行っていくところを促進するのか、維持するのかとか、もう少し具体的なところを書き込んだ方がいいのかなという気がします。例えば、但馬のポツの最初の医療の話です。ここは国土利用計画に必要な部分なのでしょうか。そこがちょっと、ヘリコプターで医療提供しているところなので、関連性という観点を示しているのか、このあたりはどうなのでしょうか。但馬地域に入れるべきところなのでしょうか。

○事務局

事務局です。従前全体からのご指摘もあったとおり、この地域別全体でも、全体版に載せたほうがいい話が非常に数多くある中で、いただきました病院の話も、もちろん土地利用の話と関わらないかと言えば、ないことはないとは思いますが、ここに書き込むレベルかどうかというところは、再度、全体整理の中で、1度整理してみたいと思います。

○委員長

はい。そうですね。はい。よろしくお願いいたします。

○5番委員

私、インフラ関係なので、ちょっとその範囲でしかよくわからないですけども。17ページの「多様な主体の参画と共創による」というところなのですが、今、インフラの分野で「群マネ」という言葉があって、要するに、例えば各市町レベルだと、なかなか管理が行き届かないと

ころを、インフラの群としてももう少し広い範囲で、何とかうまくマネジメントしようという取り組みなのですけれども。すなわち、多様な主体は、ここでは主に官民みたいな表現があるのですが、官官とか、県と市町とか何かそういったものは想定されているのかというのと。例えば、広く、この土地利用を見たときに、そういう可能性はあるのですか。

○事務局

もちろん県と市町、国と県、市と市みたいな連携もあるかと思われませんが、現状書かれているところではどうしても、官民でありますとか、あと、特に企業との共創みたいなところがメインに出てきてしまっているというのは確かですので、今いただきました「群マネ」みたいな話も、1度検討させていただいて、書きたいと思います。

○委員長

よろしいですか。はい。どうぞ。

○3番委員

37ページですけど、下から3つ目のポツで、「中山間農業特区の規制緩和を活用した農地流動化の促進」、これ、兵庫県の農地全体から言うと、0.01%もないかなと思うのです。養父市の非常に特化した話なので。それと流動化という言葉は、前の市長は嫌ってました。農地の売買を促進しないで、民間企業はなかなか農地を買いませんので、こういう書き方をしてあるんですけど、非常に特殊な事例なので、あえて挙げる必要ないかなと思います。県全体で、農地を有効活用してもらうために、農地中間管理事業とか、機構という組織が別にあり、そういうことをやっていますけど、こういう個別の事項として挙げていただいても、全体には繋がらないかなと思います。

○事務局

はい、わかりました。ちょっと検討させていただきます。

○委員長

ありがとうございます。

○委員長

他はいかがでしょうか。非常に多数のご指摘があって、次の7月の原案審議、なかなかちよつと大変な作業になるかなと思います。意見は出尽くしたというところで、これを再整理、骨子の方を再整理していただいて、原案作成に取りかかっていたかどうかということになると思いますが、事務局よろしいでしょうか。

○事務局

できる限りご意見を反映というか、どこまでいけるのかということの一つ一つ調べさせていただきながら、原案を作っていきたいと思います。

○委員長

おそらく皆様専門家ですので、表記とか、個別法との関連性とか、少しご相談をさせていただく方がよろしいのではないかなと思いますので、委員の皆様もご協力よろしくお願ひいたします。はい。ということで、一応原案の作成に取りかかっていたかどうかということで、委員の皆様ご了承いただけますでしょうか。

○2番委員

これは事前の説明でも聞いたのですが、本文は文章にするのですか。パワポ、こういう風に箇条書きで出すのですか。どちらでまとめる予定ですか。

○事務局

文章でいくか、箇条書きでいくかというのは、まだ内部でこれと決まっています。ただちょっと県全体の今のトレンドとしては、箇条書きに近い形というのがトレンドであるということ実は事実ではあります。

○2番委員

多分、これはなかなか理解が難しいので、よく綺麗にまとめないと、多分わからないと思います。繋がりが見えてこないで、そこだけなんかよく工夫してもらった方が繋がりがきちんと見えるような話になると思う。

○委員長

そうですね。箇条書きだけだと非常に難しいとは思いますが、県民向けの概要版みたいなのはあるのですか。

○事務局

第5次計画でも概要版は存在していますし、できるだけまとめた概要版を作るのは確実に作ります。

○委員長

はい、わかりました。そうですね。ちょっとなかなか大変な作業になると思いますが、一応、本日の特別委員会の調査審議というところは、終了とさせていただきたいと思います。事務局に進行をお戻しいたします。よろしく願いいたします。

○事務局

長時間にわたりご審議どうもありがとうございました。それでは本日の特別委員会は、以上をもちまして、終了させていただきます。どうもありがとうございました。